

春日部市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

春日部市児童福祉審議会条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
春日部市 <u>子育て支援審議会</u> 条例 (設置)	春日部市 <u>児童福祉審議会</u> 条例 (設置)
第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、春日部市 <u>子育て支援審議会</u> （以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務)	第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、 <u>合議制の機関として</u> 、春日部市 <u>児童福祉審議会</u> （以下「審議会」という。）を置く。
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する <u>事項及び子ども・子育て支援に関する事項</u> について調査審議する。 (委員)	第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する <u>事項</u> について調査審議する。 (委員)
第3条 審議会は、委員 <u>12人</u> 以内をもって組織する。 2 (4) <u>子どもの保護者</u> (5) (略)	第3条 審議会は、委員 <u>17人</u> 以内をもって組織する。 2 (4) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の春日部市児童福祉審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている春日部市児童福祉審議会委員は、この条例による改正後の春日部市子育て支援審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された春日部市子育て支援審議会委員とみなす。

3 この条例の施行の日以後新条例第3条第2項第4号の規定により最初に委嘱される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成26年6月30日までとする。

(春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 春日部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表第1(第1条関係)				別表第1(第1条関係)			
職名		報酬		職名		報酬	
<u>子育て支援審議会</u>		日額	5,200	<u>児童福祉審議会委</u>		日額	5,200
<u>委員</u>			円	<u>員</u>			円